

## 下水道使用料未徴収事例の発生と対応について

この度、水道料金を徴収させて頂いているにもかかわらず、下水道使用料が未徴収となっている事例が判明しました。

今後、該当する使用者様に対し各戸訪問を実施し、事情をお聴きした上で、必要なケースについては納付をお願いして参ります。

### 未徴収となっていた理由（主なケース）

- ・下水道の供用開始まで隣接水路に放流されていて、下水道供用後、法律に基づく下水道へ接続する旨の届出が行われず、市もその確認ができていなかったケース。
- ・もともと下水道を使用していない土地等であったところ、開発等が進み土地利用変更等があったにも関わらず、下水道使用開始の届出が行われず、市もその確認ができていなかったケース。
- ・農地などで過去に減免等の手続きを行った可能性があるものの、その記録が完全に残っていないケース。

### 対象件数及び金額

- ・現時点での未徴収の対象件数と金額は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定に基づき、過去 5 年間分は以下のとおりです。

対象件数：62 件    金額：約 2861 万 6 千円

## 対応

- ・未徴収となっている対象者様を訪問させていただき、管への接続や排水状況の確認、過去の経過などについて確認させていただきます。
- ・上記調査の結果、下水道使用料をお納め頂くべきケースについては、今後、下水道使用料のお支払いをお願いして参ります。

なお、合理的な理由なく過去分も未徴収となっている対象者様には地方自治法第 236 条第 1 項に基づき、過去 5 年間の下水道使用料のお支払いをお願いして参ります。

## 再発防止策

- ・下水道事業は皆様方にお納め頂く使用料を用いて事業運営しております。今後、このような事例が発生することがないように、部局内でのチェック体制を一層強化するなどして、市民の皆様にご信頼頂ける下水道事業運営に務めて参ります。謹んでお詫びし、ご報告いたします。

<本件についての詳細なお問い合わせ先>

守口市環境下水道部 下水道管理課

電話：06-6992-1747